

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
施策番号: 02 - 01

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	01	地域における人権尊重の取組の推進
主担当局	総合政策局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	68.6	%	82.6	—	—	—	—	68.6
B 「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合	↑	83.6	%	90.0	—	—	—	—	83.6
C									
D									
E									

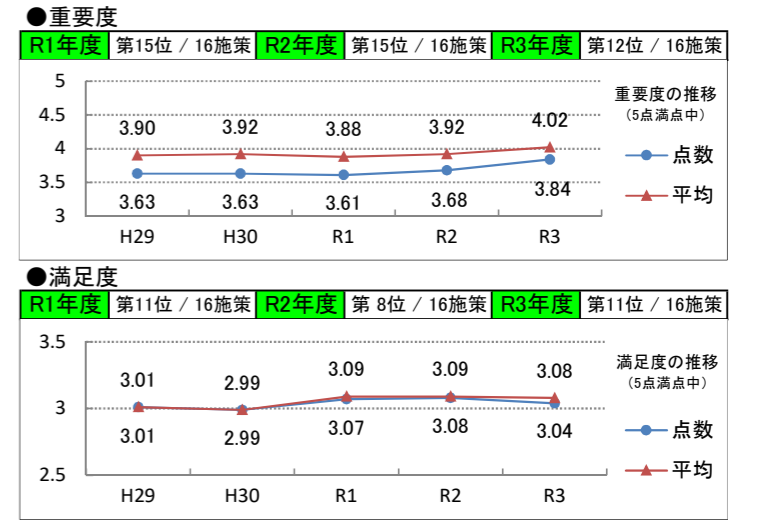
3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	地域総合センター南武庫之荘の予防保全(地域総合センター整備事業)
2	
3	
4	
5	

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】
(目的) 必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。
(成果) ①地区消防団が発起人となり、地区自主防災会、小学校PTA、地域学校協働本部、見守りネット、尼崎市社会福祉協議会(市社協)及び市が連携して地域合同の防災訓練を実施した。消防団員にベトナム人女性がいたことから、チラシをベトナム語に翻訳、ネット配信も行った結果、2名のベトナム人の参加があった。また、市社協のつながりにより、視覚障害者の参加や、小学校にチラシを配布したことで親子の参加も多岐みられた。(園田)(目標指標A)
②生涯学習プラザで実施していた地域住民の交流や情報交換を行う場について、地域住民の「ここに行ってみよう」という声をもとに、尼崎朝鮮人学校で開催したところ、当該学校の歴史や現在置かれている状況等について学び、その出合いをきっかけに、オモニの会と交流することで保護者の思いを知ることができた。(大庄)(目標指標A)
③地域振興センターが、障害のある子の母親が子育ての不安や悩みを気軽に話し合える場が欲しいという声を受け、地域でつどいの場をスタートさせた。地域担当職員が専門家としてコミュニティソーシャルワーカーの参画を依頼したことで、悩みを共に考えサポートする場になることができ当事者と関係者を広くつなげることができた。(小田)(目標指標A)
④多胎児がいる家庭が暮らしやすいまちをめざし活動するNPOの発意を受け、地域の双子育児経験者の協力を得て、多胎児がいる家庭の交流会を実施した。こうした取組を通じ、多胎児の家族が直面する困難や悩みについて当事者同士の共有だけでなく、職員も学ぶことができ、気づきにくいマイノリティに目を向ける大切さへの気づきとなった。(武庫)(目標指標A)
(課題) ①～④「多様な人(性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が知り合える場をつくる」、「マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる」、「市の各部署や地域住民・団体と一緒に作り上げる」といった視点を意識した取組を全市へ広げていく必要がある。

【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】
(目的) 生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。
(成果) ⑤人権についての基本理念を示す「人権文化いきづまづくり条例」に基づき、「人権文化いきづまづくり計画」を策定した。
⑥人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題ではなく、自分ごととして捉えられるよう、マジョリティ特権(ある社会集団に属していることで得られる優位性)をテーマに、オンラインと会場の同時開催で市民向け講座として実施した。若い層や聴覚障害者など、幅広い層に参加してもらったことができ、マジョリティ特権という新たな視点に気づくことができたという声が多く寄せられた。(目標指標A・B)
⑦人権啓発事業の参加率を上げるため、施設利用者や登録グループの代表等との意見交換を行い、知名度の高い講師を招いて多文化共生について学びたい旨の意見を受けて講演会をオンラインや複数会場で開催したところ、多くの参加があり、身近な人権問題への気づきがあったという声や、他の人権講座にも参加したいという声があり、地域住民の学び意欲喚起につながった。(目標指標A・B)
⑧地域の小学校(聴覚障害児学級)やろうあ協会と協力し、夏休みに子ども向け手話教室を実施したり、地域の高校が多様な人権テーマで公開事業を開催するにあたり、地域振興センターが地域住民への情報提供、授業への参加、また授業の振り返りの会で地域住民がコーヒーを振る舞うといった話しやすい雰囲気づくりを支援したりして、地域とともに学ぶ機運を高めた。(目標指標A・B)
⑨PTA等、市民グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、学習回数や実施方法を昨年度に引き続き緩和し、昨年度と同数の38グループが活動を継続することができた。また、グループのリーダー向け研修も一般参加ができるよう公開講座とするほか、夏休みに親子を対象とする手話体験講座と聴覚障害をテーマとした映画観賞会を実施する等、学習の機会の提供に努めた。
⑩「人権文化いきづまづくり計画」をイラストを用いてわかりやすくまとめた「じんけんまなぶ本」を作成した。市民向けの人権啓発講座で活用するなど広く周知するとともに、人権教育等に活用してもらえるよう全教職員や事業者にも配付した。(目標指標A・B)
⑪学校園を中心に広く市民に配布する啓発リーフレットは子どもと保護者が一緒に学ぶことを意識して作成し、令和3年度は聴覚障害をテーマに聴覚障害者とのより良いコミュニケーションの取り方について学識経験者と聴覚障害者から助言を得て作成するとともに障害を個人の問題ではなく社会の問題と考える社会モデルについて周知を図った。(目標指標A・B)
⑫人権意識の高揚を図り、人権・同和教育の正しい理解を広めることを目的に教育委員会と連携して、活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会においては、コロナ禍でも可能な活動として「人権マンガ」を公募し、作品展や同会の広報誌等への掲載を行ない、制作や鑑賞を通じた学習と気づきにつなげた。(目標指標A・B)
⑬(公社)尼崎人権啓発協会(協会)が実施する啓発事業について、委託と補助が混在していたことから、市と協会の役割及び実施主体について整理し、委託事業を補助事業へ転換するとともに、市と協会との協働事業として位置づけることとした。(目標指標B)
(課題) ⑤人権施策を適切に推進するためには各人権問題についてその実態を把握する必要があるが、同問題に関する調査が長らく未実施であり、実施に向けた検討を進める必要がある。
⑥～⑫多様化する人権問題に対応するため、「新しい視点や気づきを得る」、「地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する」、「地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む」といった視点を意識した講座・啓発等を企画していく必要がある。
⑨人権教育小集団学習は、各学校園のPTAで結成されているグループが多いことから、最近のPTA活動のスリム化によりグループ数が減少しており、その対応を検討していく必要がある。また、人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」が助言者として参画しているが、同リーダーについては担い手育成の必要がある。
⑬市と協会がパートナーシップを発揮し、効果的かつ効率的な事業展開を図る必要がある。

令和4年度の取組

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】
①～④取組の中に多様な人が知り合える視点が含まれているか、マイノリティを意識しながら、庁内各課、地域住民、団体が共に場づくりに関わられるよう地域における顔見知りのネットワークを広げていく。

【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】
⑤人権文化いきづまづくり推進会議(庁内会議体)において、「人権文化いきづまづくり計画」の推進に向けた点検を行い、今後の取組に活かせるよう好事例や手法について庁内で共有していく。
⑥人権に関する市民意識調査とあわせて、国勢調査データを活用した旧同和地区等に関する分析調査の準備を実施する。
⑥～⑫多様化する人権課題に対応するため、市民の気づきや学びにつながる講座、啓発等を実施していくとともに、ニーズを捉えた講座・啓発等の企画や資料作成、講師等の開拓等を行う。また、庁内外問わず、多様な団体との連携を活かした講座・啓発等を実施していく。
⑨人権教育小集団学習会が継続されるよう参加者の負担軽減を図るとともに、PTAが実施している人権委員の活動等、類似する学習会との融合について検討する。また、学習会の中から推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。
⑫尼崎市人権・同和教育研究協議会と協力しながら、人権課題を「誰かのこと」ではないということを親しみやすい形で啓発していく。
⑬委託から補助に転換した事業については、令和4年度に協働契約を締結することで協働事業として位置付け、事業の実施状況について互いに確認し、効果的な事業展開を行っていく。

主要事業の提案につながる項目

【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】
⑤人権に関する市民意識調査とあわせて、国勢調査データを活用した旧同和地区等に関する分析調査の実施について検討する。

6 評価結果

評価と取組方針

・人権施策の推進にあたっては、「多様な人(性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が知り合える場をつくる」「新しい視点や気づきを得る」などの「人権文化いきづまづくり計画」における進捗評価の視点を強く意識した振り返りを行い、そこで得た気づきや学びを通して、今後の取組の改善につなげていく。

・人権教育小集団学習事業については、生涯学習プラザで人権問題の学習を行う市民グループにも制度を周知するなど、地域振興センターとも連携し、たくさんの人が地域で人権について学び続けられるよう取り組む。

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 02 - 02

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	02	人権に関する相談体制と支援の充実
主担当局	総合政策局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
		数値	%	数値	%	H29	H30	R1	R2	R3
A 「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の市民の割合	↑	73.9	%	80.0	%	69.4	72.8	70.8	77.2	73.9
B 「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じるという市民の割合	↓	32.6	%	16.0	%	—	—	—	—	32.6
C 「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合	↑	81.2	%	90.0	%	74.2	80.1	81.1	80.6	81.2
D										
E										

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】
(目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。
(成果)①性的マイノリティ当事者とその関係者向けの「LGBT電話相談」を実施し(第4火曜、20件)、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティや利用しやすい店舗の情報について助言や情報提供を行った。(目標指標A・B)
 ②性的マイノリティとその理解者(理解しようとする人)が集う居場所を当事者団体と共催(月1回、延べ183人)し、当事者が悩みや経験を話すだけでなく、当事者以外の参加者も性的あり方について感じていることを話すことができ、理解と交流が深まった。(目標指標A・B・C)
 ③パートナーシップ宣誓制度に関する阪神間の協定により宣誓者の転出時の手続きを簡略化し(1件)、共通啓発ロゴを作成した。性の多様性啓発用のサポートブックを作成し、経営者協会、県宅建協会、全市立小・中・高校等に広く周知した。(目標指標A・B・C)
 ④「令和元年SOGIハラスメント事案」(市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、同年度末に当該職員が退職した事案)について、本事案の問題点や課題を整理し、今後の取組に活かすための検証を行った。(目標指標A・B・C)
 ⑤配偶者暴力相談支援センターでDV相談(460件)を実施し、DVと児童虐待など複雑な課題やそれらが複合的に絡む問題を抱えた相談への対応を行った。また、第4次男女共同参画計画の副題を「性の多様性を前提としジェンダー平等な社会をめざそう」とし、ジェンダー平等に関する日常の1コマをイラストで表現するなど、市民にとって分かりやすい内容で策定することができた。(目標指標A・B・C)
 ⑥女性・勤労婦人センター(トレピエ)では、ZOOMの使い方をコロナ禍でのニーズに合わせた講座を実施した。また、令和2年度の監査指摘を受け、就労講座やカフェスペースの有効活用など、運営委員会の意見も聴きながら見直しを行った。(目標指標A・B)
(課題)③④ALLY(問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。
 ④検証を踏まえ、人権行政を推進する職員の人権を守るとともに、職員が性の多様性等人権に関する感度を上げていく必要がある。
 ⑤複雑多岐化するDV被害者支援を適切に行っていく必要がある。
 ⑥特にシングルマザー等困難な状況にある女性への支援が必要である。

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】
(目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。
(成果)⑦令和3年5月に外国人総合相談窓口を開設し、教育や子育て、生活、コロナ、在留資格等、全庁的に連携し、横断的な支援を行った(464件、延べ550件)。相談内容は、言語の壁による行政窓口の手続きに関するものが多く、特にベトナム語、中国語、英語の通訳支援のニーズが高いことが見えてきた。(目標指標C)
 ⑧市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において、外国籍児童・生徒の需要が高まっていることから、子ども向け日本語ボランティアの養成講座(4回の連続講座)を実施した。
 ⑨ロシアによるウクライナ侵攻に対し、尼崎市長と尼崎市議会議長の連名で抗議文を提出したほか、日本赤十字社「ウクライナ人道危機救援金」に3,000千円を寄付した。また、ロシア人を含むヘイトスピーチ防止のため、キューズモールにて法務省作成啓発動画を放映した。
(課題)⑦ニーズの高い本庁外の行政窓口における通訳支援とともに、ベトナム籍住民の増加を受け、行政文書の多言語化など言語の壁の解消に向けて取り組む必要がある。また、外国人総合相談窓口を利用していない外国籍住民のニーズを把握する必要がある。
 ⑨ウクライナ情勢を受け、避難民等受け入れを想定した支援策を検討する必要がある。

【その他様々な人権問題への取組】(下記は令和3年度の主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。)
(目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。
(成果)⑩子どもたちにとって安全・安心な学校園づくりに向けて、いじめや不登校、虐待等、子どもをめぐる人権問題について、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接相談、出張相談、匿名報告アプリを活用した相談などの支援活動を行った(4,274件)。
 ⑪すべての子どもが健やかに育つ環境づくりの一つとして、子どもの権利擁護を目的に令和3年7月から子どものための権利擁護委員会で相談を受け付け、子どもの意思や意見が尊重される最善の解決策と一緒に考えた他、子ども自身が意見表明できる機会を提供した。
 ⑫コロナ禍における情報支援の取組として、遠隔手話サービスの運用を開始するとともに、本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、コロナワクチン接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書で発送した。
 ⑬尼崎市が主体となり、阪神7市1町が連携して「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」共同メッセージを発信し、同メッセージのポスターを作成して公共施設や市内の主要駅に掲示した。
 ⑭プライバシーや住環境に特定の配慮が必要である人の受入を想定した避難所開設・運営訓練を企画したほか、防災総合訓練では多言語での避難誘導訓練を取り入れた。また、備蓄品を、栄養バランスに優れ高齢者や乳幼児等にも食べやすい食品や、アレルギー対応の食品に見直し・更新したほか、着替えや授乳で活用できる屋根付きの個室テントを導入した。(目標指標C)
(課題)⑩～⑭各相談窓口において人権問題に関する実態把握に努め、適切な対応や環境整備につなげていく必要がある。
 ⑬コロナ禍における不当な取扱いや偏見への対応が必要である。
 ⑭引き続き緊急時の備えや、合理的配慮の取組を推進していく必要がある。

3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	外国籍住民アンケート調査(多文化共生社会推進事業)
2	外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業)
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	多文化共生社会推進事業(外国人総合相談窓口の設置)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	多文化共生社会推進事業
2	
3	
4	
5	

令和4年度の取組

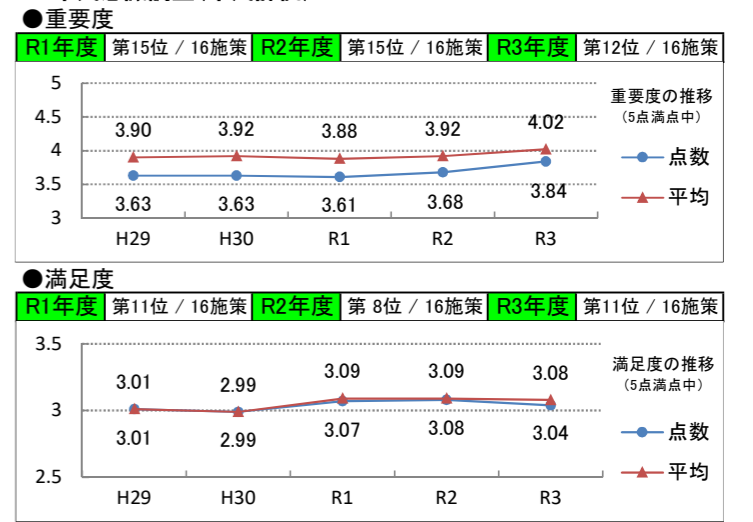
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】
 ③④阪神7市1町「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」に基づき作成した共通啓発ロゴを活用し、ALLY育成に向けた取組を実施する。
 ④職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口の設置や当該事案を教材とした職員研修の実施等に取り組む。
 ⑤配偶者暴力相談支援センターを軸としたより効果的な被害者支援を目指し「第3次DV対策基本計画」を策定する。
 ⑥トレピエにおいて、旧カフェスペースを活用して就職活動に使えるスーツ等を提供する事業や就労支援セミナーを実施し、シングルマザー等困難な状況にある女性への支援を行う。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】
 ⑦相談員を週5日勤務とし、本庁外への同行支援を行うなど窓口の体制強化を図る。また、外国籍住民向けのアンケート調査を実施し、国籍や在留期間などの実態も意識しながら、実態とニーズの把握を行う。
 ⑦ニーズの高いベトナム語に対応するため、家庭ごみべんりちょうのベトナム語版を追加する。庁内案内板の更新の際にはニーズに沿った言語表示を行う。(令和4年度は日本語、英語、ベトナム語の表示)
 ⑧引き続き、日本人向け「やさしい日本語講座」を実施するとともに、地域の日本語教室や国際交流協会と連携し、子ども向け日本語学習の支援を進める。
 ⑨ウクライナ避難民等の支援については、兵庫県や民間支援団体とも連携しながら情報収集を行うとともに、可能な支援策について検討を行う。

【その他様々な人権問題への取組】
 ⑩～⑭相談窓口の性質(対象)に合わせ、多様な情報発信(SNSの活用等)や市政出前講座を活用するなど、支援内容の周知及び啓発に努める。
 ⑫身体障害者福祉会館の移転にあわせて、情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。
 ⑬マスク着用やワクチン接種等まつわる差別・誹謗中傷への啓発を行うとともに、弁護士等による専門相談窓口(県等が設置)の周知を図る。
 ⑭人権尊重・多文化共生や要配慮者の視点を意識した防災訓練等を企画実施するとともに、備蓄計画に沿って着実な備蓄品目の更新に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】
 ⑦アンケート調査結果を踏まえて、「尼崎市国際化基本方針」の改訂を視野に入れ、庁内外問わずより詳細な実態把握を検討する。

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

評価と取組方針

・外国人総合相談窓口では、全庁横断的な支援を行う中で、行政手続きに関する言語の壁など課題の実態が見えてきた。これを受けて、令和4年度からは、多言語相談員を常駐化し相談窓口の機能向上を図るなど、さらなる支援に取り組んだ。
 ・人権に関する相談から見えてきた実態については、引き続き、人権文化いきづまづくり推進会議で全庁共有するとともに、関係部局が連携して必要な支援策の検討を行い、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 02 - 03

1 基本情報

施策名	02 人権尊重・多文化共生	展開方向	03 学校園などにおける人権教育の推進
主担当局	教育委員会		

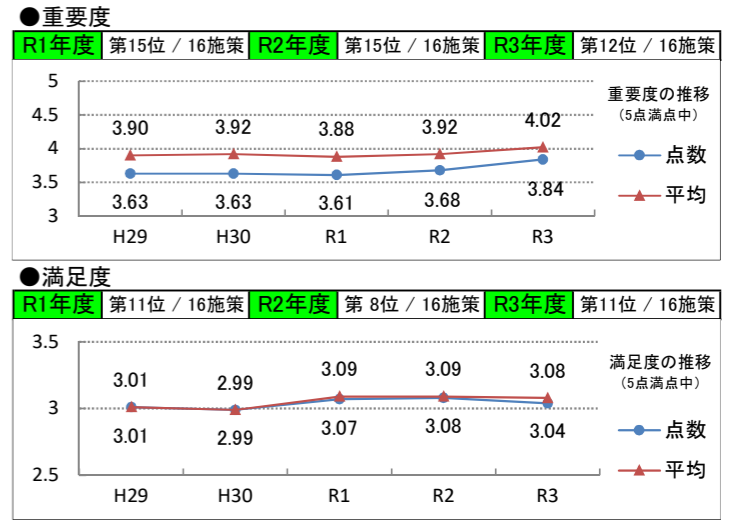
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合」	↑	67.3	%	84.0	—	55.1	57.5	65.9	67.3
B 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 95.9	小 93.4 中 91.7	小 95.2 中 94.2	小 95.9 中 93.9	—	小 95.9 中 95.7
C									
D									
E									

3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)
<p>【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】</p> <p>(目的) 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進することにより、児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を育む。</p> <p>(成果) ①自らの人権を守り、他者の人権を守る意識等を学び、異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるため、各教科や道徳、総合的な学習の時間等を中心に、副読本を活用した学習や、自国と共にさまざまな国の文化や言語、衣食住等について理解を深める学習等を実施した。中学校では、中国からの転入生に対し、日本語の習得や日本での生活に慣れるため、クラスメイトがよく使うフレーズをノートにまとめたり、教室にある物の名前を日本語で書いた付箋を貼り付けたりして、クラスの雰囲気や醸成した取組もあった。(目標指標A)</p> <p>②日本語指導が必要な児童生徒については、来日後1年間は県の子ども多文化共生サポーターを、その後は市から多文化共生支援員を派遣し、日本での生活適応や学習支援等を行っており、学校生活での不安を取り除き心の安定を図る支援ができた。(目標指標A)</p> <p>③男女分け隔てなく接する態度や第二性徴、男女参画社会等について、児童生徒の発達段階に応じ、社会科や家庭科、保健体育科、道徳の教材等を通じて学習に取り組むとともに、「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティー」といった「性」に関するテーマについては、外部講師を招いた講演会を実施することによって生命の大切さや他者を尊重することの大切さについて学ぶことができた。受講した生徒からは、「自分たちが生まれてくる確率と、全く同じ人はいないということを知り、自分や他の人を大切にしようと思った。」「自分の勝手な気持ちで好きな人に無理やり性を求めるのはいけない」「デートDVに遭った時の対処方法が分かった。」「思いがけず妊娠して中絶する人の数が自殺や交通事故死の数より多いことに驚いた。」「話を聞いて、家族や友だちでお互いを尊重し合える関係でいたい。」等の感想がみられ、自分や周囲の存在がかけがえのないものであることを再認識する機会となった。(目標指標A)</p> <p>④児童・生徒の保護者、子どもに関わる関係機関等を対象に子どもたちを性被害から守るための知識等を啓発するため、性に関する教育の基本的な指針である「(仮称)尼崎市セクシャルリティ教育ガイドライン」を策定するため、ワーキングチームを設置した。</p> <p>⑤いじめの認知件数は、定期的ないじめアンケートの実施など各学校のきめ細やかな取組のため、認知件数は増加した。いじめに関して、SNSやインターネットを介してのトラブルが多く、課題となっていることから、通信事業者の職員や大学教員、警察官等を招き、スマートフォン等を持ち始める小学校中学年から所持率の高い中学生を重点的に、SNSやインターネットの適切な使用するモラルについて学習する機会を設け、コミュニケーションツールとしてのSNSの正しい使い方やトラブルの原因、犯罪に巻き込まれない活用方法などについて学んだ。(目標指標A・B)</p> <p>⑥令和3年度から開催した、スマホサミット(小中高5校参加)を通じて、年齢に応じた様々な課題があることを理解することができた。その後、参加校は、生徒会や児童会を中心にスマホサミットで学んだことを新聞等にまとめ各校で報告した。児童生徒の課題意識から、スマホ3か条などを主体的なルール作りで発展し、「会話の最後にはグッドスタンプ」や「相手の気持ちを考えて発信しよう」「自分で決めた時間を守ろう」など校内に広め、他者を思いやる気持ちにもつなげることができた。(目標指標A・B)</p> <p>⑦各学校の校則の見直しについて中学校では、毎月開催される生徒指導研究協議会において、各校の現状や見直し状況について情報交換を行い、共有した。取組を進めている学校では、生徒会など生徒の意見を受け止める機会を設けて、靴や靴下の色、髪型、女子のスラックスの選択等、校則の見直しに反映させている事例も多くあった。自分たちが主体的にかかわり、自分の意見が反映されたことで責任感をもつとともに自己肯定感の醸成にもつなげた。(目標指標A)</p> <p>(課題) ②今後も来日する児童生徒が増加することも考えられることから、より一層の支援が必要であり体制の充実が課題であり、学校の受け入れ体制を整えることとともに関係機関や地域との連携が必要である。</p> <p>④情報化社会の進展により、様々な情報の入手が容易になる等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちが情報を正しく選択して適切に行動できるよう保護者や関係機関等にも啓発する必要がある。</p> <p>⑤⑥情報モラルの向上については、毎年継続して研修等を行っていく必要がある。また、スマートフォン等の利用についてのルールづくりについては、保護者や地域も巻き込んで、学校と家庭が一緒に考えていく必要がある。</p> <p>⑦校則の策定に当たっては、児童生徒が校則の見直し過程に参加し、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒が自分の力を発揮し自主性を伸ばすものとなるよう配慮しながら、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につなげていく取組を進める必要がある。</p>

6 評価結果

令和4年度の取組	評価と取組方針
<p>【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】</p> <p>①～⑦教育活動全体を通して、基本的な人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組み、学校園ごとに課題意識を持って、多様な人権問題を啓発・推進していくよう働きかける。また、生徒指導提要の改訂を踏まえ、児童の権利に関する条約の教職員・児童生徒・保護者等への周知を図る。</p> <p>②多文化共生教育については引き続き、異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるための学習に取り組むとともに、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の迅速化と充実を図る。</p> <p>③男女共生、性教育については引き続き、児童生徒の発達段階に応じた学習に取り組む。特に中学校において、「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティー」の3テーマを在籍3年間で学習することを通して、自分らしく生きることについて肯定的に捉えるとともに、他者を尊重する態度を育む。</p> <p>④「(仮称)尼崎市セクシャルリティ教育ガイドライン」の策定を目指す。</p> <p>⑤⑥学校と家庭が連携してルール作りに取り組んでいく必要があることから、各校で実施する情報モラル向上に向けた学習の機会に保護者にも参加を促す。また、スマホサミットに保護者の代表にも参加してもらい、大人の意見も聞きながら誰も傷つけない安心安全なインターネット社会の実現に向けた取組をさらに進める。</p> <p>⑦各学校が児童生徒や地域の実情に合わせて見直しを絶えず進めていく。児童生徒が見直し過程に参加した好事例を市内全体に広めていながら、具体的な校則の見直し過程への参加方法やプロセスの共有を行っていく。</p>	<p>「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合は年々増加しているものの、人権教育の推進にあたっては、人権を「思いやり・やさしさ」という心情主義的な価値観のレベルではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ(教える)視点や、他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を意識する必要がある。</p> <p>・児童生徒がこうした学びや気持ちを得ているかを確認するためアンケート調査等を実施し、人権教育の取組を検証していく。また、検証結果については、(仮称)尼崎市セクシャルリティ教育ガイドラインの策定などにも生かしていく。</p>
主要事業の提案につながる項目	

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 02 - 04

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	04	市職員・教職員などへの人権教育の推進
主担当局	総務局				

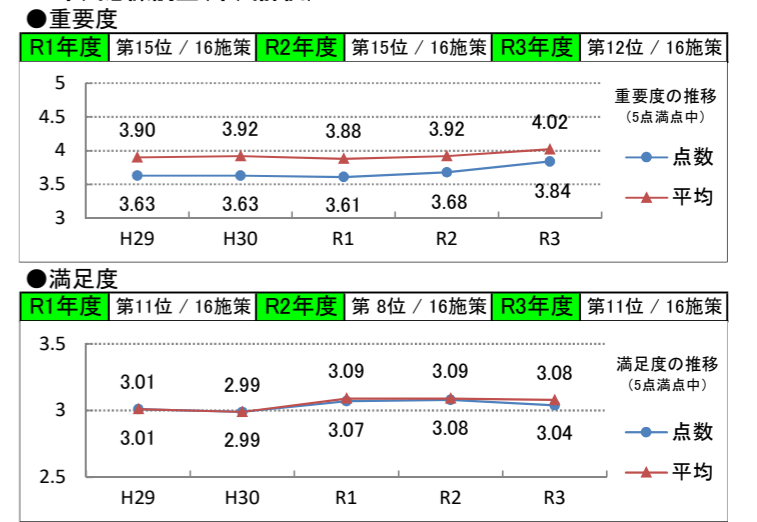
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			%		H29	H30	R1	R2	R3
A 「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができた」と回答した市職員の割合	↑	—	%	100	—	—	—	—	—
B 「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	↑	—	%	100	—	—	—	—	—
C 「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	93.0	%	100	69.3	60.6	79.7	99.0	93.0
D									
E									

3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【市職員への人権研修】
(目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。
(成果)①全所属長を対象に、「人権とは何か」といった基本的な内容や「マジョリティ特権(その集団にいてことで、苦勞せずを得ることができる優位性)」といった考え方に関する人権研修を実施するとともに、各職場において伝達研修を行い、知識の共有や意見交換をする中で職員の意識醸成を図った。
 ②係長級以上の職員を対象に、「ハンセン病～公務員としての課題と責務～」をテーマの人権問題研修を実施し、ハンセン病及びハンセン病に係る政策等を正しく理解するとともに、公務員が法に基づき行った施策等が結果として人権を侵害していた歴史を振り返り、改めて公務員としての人権意識を見直すきっかけとした。
 ③新規採用職員を対象に、世界人権宣言や尼崎市人権文化いきづまづくり条例の考え方等の基本的な内容に加え、地域総合センターと連携して、フィールドワークを取り入れた研修を行い、人権を考える動機付けを行った。
 ④インターネットモニタリングを活用した人権研修では新規採用職員に加え、新たに課長補佐・係長級職員にも対象を拡大し、幅広い職場への意識醸成を図った。
 ⑤「職場お悩み相談」の庁内周知を図り、気軽に相談できる体制を整えたことで相談件数が増加し、職場環境に関する現場の実情把握がより図られた。
 ⑥オンライン形式で実施した人権研修について、後日、動画配信を行うことで学びの共有を行った。(目標指標A・B)
(課題)①「マジョリティ特権」という視点を知り、自らの「特権」に気づくことが重要である。
 ②職員自身の人権を守る意識の醸成という視点から、「職場お悩み相談」等で把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を解決するため、風通しのよい職場づくりに向けた取組が必要である。
 ③～⑥職員は人権を実現する責務を負うことを自覚するという視点のもと、すべての職員に市民の人権を実現するという姿勢が十分浸透できていない状況である。
 ⑦～⑩人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題として捉えるのではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ(教える)視点を意識する必要がある。
 ⑪～⑬人権に関する知識不足により相手を傷付けてしまい、信頼関係を損なうといった事案が起こっており、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員として、さまざまな人権問題の知識を備える必要があり、学びやすい環境づくりという視点も重要である。
 ⑭～⑯相手も自分も尊重したコミュニケーションスキルを身に付ける必要がある。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】
(目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるよう育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめ・体罰のない教育環境づくりに取り組む。
(成果)①いじめ防止につなげていくための研修として、生徒指導担当の教員を対象に「児童生徒と教師のこころを守るために～SOSの受け止め方～」や、「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等を実施し、いじめに関する感度の向上を図った。(目標指標C)
 ②体罰防止研修として、管理職、教職員、部活動指導員を対象に各2回、合計6回の研修を実施した。各対象の研修において、「体罰等防止ガイドライン」を周知するとともに、管理職を対象とした研修では、前期に「体罰防止チェックシート」を各学校へ配付、後期には各校の取組の情報交換を行い、教職員、部活動指導員を対象とした研修では、本市の子どもの人権アンケートを踏まえた事例を活用した。
 ③「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、人権に関する校内研修を実施した。
 ④尼崎市人権・同和教育研究協議会に設置されている専門部の活動において、教員が4専門部(就学前(保育所・幼稚園)・小学校・中学校・高等学校)に各々所属し、各学校園で実施する人権教育について情報共有を行うとともに輪番制により、同協議会の実践研究大会で事例発表を行っている。また、各専門部における部会や報告書の作成等を通して、各教員自身が所属する学校園の人権教育の目標や成果、課題について理解を深めるとともに、他校園の取組について情報を共有した。
(課題)⑤教員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。
 ⑥「体罰防止等ガイドライン」の周知が、引き続き必要である。また、令和3年度は具体的な事例を盛り込んだが、実践に生かせるようにより具体例を増やす必要がある。
 ⑦いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題や多様化する問題に応じて、時宜に合った研修を企画・立案する必要がある。
 ⑧コロナ禍の中、参集型の尼崎市人権・同和教育研究協議会実践研究大会の実施が難しくなっているが、事例発表等による情報共有は、教員同士が比較的身近な事例を通して人権教育に関する知識を深めることにつながるため、学びやすい環境づくりという視点も踏まえた上で、継続して実施していく必要がある。
 ⑨～⑩子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるという視点から、各種取組を推進していく必要がある。

令和4年度の取組

【市職員への人権研修】
 ①～④新規採用職員や新任役職者研修などの階層別研修において、引き続き、基本的な人権理念を学ぶとともに、マイクロアグレッション(無意識の偏見や差別によって、悪意なく誰かを傷つけること)やマジョリティ特権などの考え方について理解を深める。
 ⑤～⑧アサーティブ(自分の主張を一方向的に述べるのではなく、相手を尊重しながら適切な方法で自己表現すること)コミュニケーションを身につけるための研修等を企画・実施する。
 ⑨～⑫人権問題解決のために主体的に考える職員を育成するため、「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣する。
 ⑬～⑯多様化する人権問題のうち、性の多様性への理解促進に重点を置いた研修を実施し、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩む人を示すALLY(アライ)を職員の中に増やすとともに、SOGI(性的指向、性自認)に関する相談窓口を設置するなど、誰もが働きやすい環境づくりを進める。
 ⑰誰もがいつでも人権について学ぶことができるよう、様々な人権研修の動画をアーカイブ化し、共有していく。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】
 ①初任者研修において、子どもたちの望ましい行動を育てる支援(ポジティブ行動支援)の方法を学ぶ研修を新たに追加する。また、教職員を対象とした研修では、全校園種において教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげていけるよう、より効果的な研修を実施する。さらに、高等学校教職員へのいじめに関する研修の強化を図る。
 ②「体罰等防止ガイドライン」に沿った上で、具体的事例を盛り込んだ研修を実施する。また、令和2年度から開始した特別研修の締め括りの年度であり、学んだことが実践に生かせるような研修とする。
 ③引き続き、子どもの人権にかかる多様な課題に対応した研修を通して、教職員の人権意識の高揚を図る。
 ④尼崎市人権・同和教育研究協議会実践研究大会については、紙面発表等により事例発表を継続するほか、コロナ禍の状況によってはオンラインの活用についても検討する。

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針

・教職員の指導力向上に向けては、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ(教える)視点や、他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を、再認識する学びの場を確保する必要がある。

・市職員・教職員の資質向上に向けては、現在行われている研修や授業内容の振り返りを行い、そこで得た気づきや把握した実態を基に、人権への感度や指導力を更に高める取組へとつなげていく。加えて、SOGIに関する相談窓口の設置や、研修などの取組により、多様な性自認・性的指向への理解や、誰もが働きやすい環境づくりを促進していく。